Hayabusa Asuka Law Offices

Newsletter ～号外～

TOPICS

1. アクチュアル・キャッシュ・プーリングを伴う CMS の促進
～貸金業法施行令等の改正～ (pg.1～2)
弁護士　藤田　剛敬

2. CMS・キャッシュプーリングに関するセミナーのご案内
：４月２日（水）開催 (pg. 2～3)
弁護士　藤田　剛敬

2014 年 3 月

発行：
隼あすか法律事務所

✉ newsletter@halaw.jp

TOPIC 1

～貸金業法施行令等の改正案が公表されました～

弁護士　藤田　剛敬

ニュースレター第 9 号(http://www.halaw.jp/pdf/HALONewsletter2014Jan23.pdf)でも指摘しましたが、グループ会社間での貸付けを伴うキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を構築するには、貸金業法上の問題点が存在していました。今般、当該問題点をクリアし得る貸金業法施行令等の改正案が公表されましたので報告します。
なお、当該改正案は、パブリックコメントの募集が終了し、本年 4 月 1 日から施行予定です。

1. 従来の問題点

グループ会社内での有効な資金管理のために、グループ会社内で資金の決済や余剰資金の貸付けを行うスキームが CMS です。この貸付けについて、金融庁から、特定の「兄弟」会社間での貸付は、同法の登録が必要との解釈が示されており、効果的な CMS 構築の障害となっていました。

2. 貸金業法施行令等の改正概要

(1) 改正概要
今般の改正案で、「同一の会社等の集団」に属する会社等に対してのみ貸付けを業として行う場合は、貸金業規制の適用除外とされました。
「同一の会社等の集団」とは、「一の会社等及び当該会社等の子会社等の集団」であり、いわゆるグループ会社ということです。この「子会社等」に該当するか否かは、議決権の 50%を有しているか、又は「財務及び事業の方針の決定を支配している」かにより判断されます。議決権の 50%を有していなくても、一定の要件を満たせば、実質的に支配しているものとして子会社等に含まれることになります。そして、この子会社等に該当する企業に対する貸付けは、グループ会社内での貸付けということになり、貸金業法の適用除外となります。
したがって、兄弟会社間での貸付けも貸金業法の適用除外となり得るわけです。

(2) 留意点
今般の改正を有効に活かすためには、「同一の会社等の集団」であるかどうかの判断がポイントとなります。特に、判断基準の一つである「財務及び事業の方針の決定を支配している」かという点を適切に判断することが重要です。公表された貸金業法施行規則案では、「財務及び事業の方針を支配していることが推測される事実が存在すること」（同第 1 条第 3 項第二号ホ）が列挙されていますが、どこまで広くこれらの事実を拾うことができるのかを検討していく必要があります。

(3) その他の改正
なお、今般の改正では、グループ会社内での貸付けの貸金業法の適用除外に加え、合弁事業における合弁会社に対する貸付けも適用除外とされています（こちらも一定の要件がありますので留意が必要です。）。

3. CMS 構築の促進

以上のとおり、従来、CMS 構築上障害となっていた論点が法令によりクリアになったことにより、事業資金の有効活用という企業目的を CMS で達成することが容易になると思われます。
一方で、適切な法的判断とスキームを構築することが必要ですので、CMS ないしアクチュアル・キャッシュ・プーリングを検討する場合は予めご相談ください。

以上

TOPIC 2

４月２日（水）
CMS・キャッシュプーリングに関するセミナーを開催します

CMS, キャッシュ・プーリングによる解決
～事業資金の有効管理～

講師：弁護士　藤田　剛敬

【セミナー概要】
1. 事業資金の有効管理の必要性
2. CMS
3. キャッシュ・プーリング
   ☞詳しくはこちらの頁をご参照ください。（ http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/260600.html ）

【開催概要】
◇日時：4 月 2 日（水）9:30～12:30
◇会場：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム
（東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8）
◇受講費：34,800 円（消費税、参考資料を含む。お二人目から 29,000 円）

※講師紹介であれば割引料金が適用されますので、お申込み前に藤田宛（takehiro.fujita@halaw.jp）にご連絡ください。

上述の通り、CMS・キャッシュプーリングに関するセミナーを行います。貸金業法施行令等の改正についてもお話しする予定ですので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

以上

配信解除はこちら☞

今後ニュースレターの配信を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、newsletter@halaw.jp 宛へ空メールを送信していただけますようお願い申し上げます。

Issued by

隼あすか法律事務所

〒100-6004

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 4 階

Tel: 03-3595-7070 / Fax: 03-3595-7105

URL: http://www.halaw.jp

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。